

別表1 建築物等における色彩の基準

属性	対象の概要		色彩基準										基本的な考え方	備考								
	ゾーン・地区	規模・要件	外壁基本色 (各面の4/5はこの範囲から選択)			強調色 (各面の1/5はこの範囲も可)			アクセント色 各面の1/20以下	屋根色												
			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度		色相	明度	彩度										
景観形成ゾーン	丘陵地ゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR～4.9YR	4以上8.5未満	4以下	OR～4.9YR	—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	外壁の基本色は、ゾーンの骨格的景観要素となっている緑や水の色彩と調和した落ち着いた色合いのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。また、一定規模を超える建築物等については、強調色が丘陵地の自然から突出することがないように、中彩度の色彩までに制限する。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都景観基本軸（緑地系）を継承。屋根の基準について、基準の実効性を踏まえ色相幅を拡張。一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。								
			5.0YR～5.0Y		1以下	5.0YR～5.0Y		6以下							2以下							
			その他		その他	2以下		その他														
	住まい共生ゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下			外壁の基本色は、住環境にふさわしい落ち着いた景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。また、一定規模を超える建築物等については、強調色が穏やかな住環境から突出することがないように、中彩度の色彩までに制限する。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を発展継承し、暖色系色相についてもより落ち着いた色彩範囲（彩度4以下）に制限。屋根について基準を付加。一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。						
			5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下	5.0YR～5.0Y		6以下									2以下					
			その他	4以上8.5未満の場合	1以下	その他		2以下									その他					
	にぎわいゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	(定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	OR～5.0Y	6以下					4以下	外壁の大部分については、落ち着いた感じが感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。強調色やアクセント色については規制を行わないが、その面積は外壁各面の20%以下とし、主に建物低層部で用いるようにする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を継承。屋根について基準を付加。にぎわいが求められる地区であることを加味し、強調色については数値基準を設けない。			
			5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下															6以下	2以下	
			その他	4以上8.5未満の場合	2以下															2以下	2以下	
(建築物) 高さ≥45m 延べ面積≥15,000㎡		OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR			—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)			OR～5.0Y	6以下						4以下	外壁の大部分については、落ち着いた感じが感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。強調色の面積は外壁各面の20%以下とし、主に建物低層部で用いるようにする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を継承。屋根について基準を付加。
		5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下	6以下				2以下													
		その他	4以上8.5未満の場合	2以下	2以下				2以下													
(工作物) 高さ≥45m 築造面積≥15,000㎡	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	外壁の大部分については、落ち着いた感じが感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。強調色の面積は外壁各面の20%以下とし、主に建物低層部で用いるようにする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を継承。屋根について基準を付加。										
	5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下	6以下		2以下																
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下	2以下		2以下																
景観形成誘導地区	町田駅前通り地区	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	10R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y			6以下	4以下	外壁の大部分については、市の新しい顔として品格のある景観を形成するため、中彩度までの色彩を基本とする。また、ほとんどの建築物等が暖色系色相を基調としている現況を踏まえ、基本色の色相を暖色系又は無彩色の範囲に制限する。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を発展継承し、基本色については、暖色系色相及び無彩色のみに制限。屋根について基準を付加。一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。						
			5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下	6以下		2以下														
			その他	4以上	0以下	2以下		2以下														
	小野路宿通り地区	延べ面積>10㎡	OR～4.9YR	3以上8.5未満	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	(定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下			OR～5.0Y	6以下			4以下	外壁の基本色は、地区の骨格的景観要素となっている緑や水の色彩と調和した落ち着いた色合いのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都景観基本軸（緑地系）を継承。屋根の基準について、基準の実効性を踏まえ色相幅を拡張。			
			5.0YR～5.0Y		1以下															2以下		
			その他		1以下															2以下		
	多摩境通り地区	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下	(定量的基準による制限は行わない)	OR～5.0Y	6以下	4以下	外壁の大部分については、にぎわいの中にも品格が感じられる新しい沿道のまちなみ景観を形成するため、中彩度までの色彩を基本とする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都景観計画では、景観基本軸（緑地系）に位置するが、周囲が開けた地域であることをやにぎわいが求められる地区であることを加味し、一般地域と同等の基準を適用。基本色を緩和する一方、一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。								
			5.0YR～5.0Y	8.5以上の場合	1.5以下	6以下		2以下														
			その他	4以上8.5未満の場合	2以下	2以下		2以下														